

令和5年度 作業主任者・技能講習・特別教育のご案内 (2024年1~3月期開催)

講習名		実施日	受講料 (税込・テキスト代含む)	定員
玉掛け技能講習	1回目	学科	1/30~1/31	27,930円 (テキスト代 1,680円)
		実技	2/1、2	
	2回目	学科	3/4~5	
		実技	3/6、7	
小型移動式クレーン 運転技能講習	1回目	学科	2/13~14	33,180円 (テキスト代 1,680円)
		実技	2/15、16	
	2回目	学科	3/18~19	
		実技	3/21、22	
足場作業特別教育		2/16	7,450円 (テキスト代 847円)	30名
フルハーネス型安全帯使用作業 特別教育	1回目	2/5	7,200円 (テキスト代 847円)	50名
	2回目	3/12		50名
足場の組立て等 作業主任者技能講習		3/13~14	10,116円 (テキスト代 1,716円)	40名
自由研削用といしの取替特別教育		3/25	6,700円 (テキスト代 1,320円)	20名
石綿取扱い作業従事者特別教育		3/26	6,560円 (テキスト代 880円)	20名

令和五年十二月一日(金)から受付開始

\*各講習とも定員になり次第締切、または各講習開始の10日前を受付締切日とさせていただきます。

※注意事項

- ①「玉掛け技能講習」及び「小型移動式クレーン運転技能講習」は各回共に、学科2日間・実技1日の全3日間で実施する講習です。(実技の受講日は受付順にて振り分けます)
- ②「自由研削用といしの取替特別教育」と「石綿取扱い作業従事者特別教育」の開始時間は午後1時から、その他の講習は午前8時50分から開始します。
- ③受講料にはテキスト代が含まれています。(テキスト価格改定により、金額変更が生じる場合があります)



※受講資格

- ・作業主任者技能講習は、満18歳以上で、該当職種の実務経験が3年以上(満18歳以降の実務経験年数)の方が受講できます。(実務経験年数を受講申込書に記入後、事業主の証明印が必要となります)
- ・その他の技能講習・特別教育につきましては、満18歳以上の方が受講できます。また、作業主任者技能講習・各技能講習につきましては、取得免許・資格や実務経験等により受講料や受講科目の一部が免除になります。免除に該当する要件は次ページの一覧からご確認ください。(該当される方は、免許証や修了証等、資格の証明書類の原本をご提示の上、写しをご提出いただきます)

※申込み方法

当センター所定の受講申込書に必要な事項を記入・捺印のうえ、写真2枚(サイズ:縦2.9cm×横2.5cm)及び受講料を添えてお申込み下さい。  
 なお、複数の講習を受講の場合、写真の必要枚数が異なりますので、お問い合わせ下さい。  
 (受講申込書は当センター窓口にて配布の他、当センターホームページからもダウンロードが可能です)

※その他

- ・各講習とも日本人対象となります。但し、日本語のテキスト、講義内容、専門用語が理解できる外国人の方は、日本語の理解力を確認させていただいた上で受講が可能となる場合があります。ご相談ください。
- ・各種技能講習と特別教育の一部は人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)が活用できます。(注:支給要件あり)

**※当協会は、各種感染症防止対策に取り組んでおります。窓口受付時や講習受講期間の各対応にあたり、ご不便等をおかけしますが、ご理解・ご協力くださいますよう、お願いいたします。**

注1) お申し込みは、①郵送(定型(又は定形外)郵便物+現金書留)、②振込みでも受付可能です。お電話にて詳細をご確認の上、お申込みください。※お電話での予約・お申込はお受けしていません。

2) お申込み後の講習日程変更はいたしかねます。また、お申込み後にキャンセルされる場合もご返金することはできません。一度納入された受講料につきましては中止の場合を除きご返金いたしません。あらかじめご了承のうえ、お申込み願います。

3) 過去に当センターにて交付した技能講習修了証との統合が可能です(有料)。ご希望の方は受付時にお申し出下さい。

4) 各講習とも申込者数が一定数に満たない場合は、中止とさせていただきます。

5) ご不明な点につきましては、当センターまでお問合せ下さい。

〒090-0836 北見市東三輪5丁目1番地4

☎ 0157-61-3116 FAX 0157-68-1285

URL : <http://www.suc-kitami.ac.jp>

E-mail : [info@suc-kitami.ac.jp](mailto:info@suc-kitami.ac.jp)



**実施  
団体**

北海道労働局長登録教習機関  
 一般社団法人 **北見地域職業訓練センター運営協会**  
 (スキルアップセンター北見)

# 各種技能講習にかかる受講時間・受講料の一部免除について

## ◆玉掛け技能講習（受講料はテキスト代・消費税込）

		受講時間	受講料	要件
全科目受講		21時間 (全3日間)	27,930円	満18歳以上
一部免除	免除①	18時間 (全3日間)	23,100円	小型移動式クレーンまたは床上操作式クレーン運転技能講習修了者、またはクレーン運転士、移動式クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士のいずれかの免許取得者。
	免除②	21時間 (全3日間)	24,780円	労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)第20条第6号若しくは第7号の業務、または労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第36条第6号、若しくは第15号から第17号までの業務に6ヶ月以上従事した経験を有する方。または鉱山において吊上げ荷重5トン以上のクレーン(令第20条第6号のクレーンに限る)の運転業務、または移動式クレーンの運転業務に1ヶ月以上従事した経験を有する方。(※事業主の証明印が必要となります)
	免除③	21時間 (全3日間)	22,470円	玉掛け業務有資格者の指揮・指示のもと、クレーン、移動式クレーン、デリック若しくは揚貨装置で吊上げ荷重1トン以上の玉掛け補助業務に6ヶ月以上従事した経験を有する方。または玉掛け特別教育修了後、吊上げ荷重1トン未満の揚貨装置の玉掛け業務に6ヶ月以上従事した経験を有する方。(※事業主の証明印が必要となります)

## ◆小型移動式クレーン運転技能講習（受講料はテキスト代・消費税込）

		受講時間	受講料	要件
全科目受講		22時間 (全3日間)	33,180円	満18歳以上
一部免除	免除①	19時間 (全3日間)	27,720円	玉掛けまたは床上操作式クレーン運転技能講習修了者、またはクレーン・デリック運転士、クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士のいずれかの免許取得者。
	免除②	19時間 (全3日間)	30,660円	建設機械施工技術検定のうち、1級合格者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法、若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択した方、または2級技術検定で昭和48年建設省告示860号に定められた第2種若しくは第6種の種別に該当するものに合格した方。または車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した方。
	免除③	22時間 (全3日間)	30,240円	労働安全衛生法施行令第20条第6号若しくは第7号の業務または労働安全衛生規則第36条第6号、第15号から第17号まで、若しくは第19号の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する方。(※事業主の証明印が必要となります)

## ◆足場の組立て等作業主任者技能講習（受講料はテキスト代・消費税込）

		受講時間	受講料	要件
全科目受講		14時間 (全2日間)	10,116円	満18歳以上の方で、足場の組立て・解体または変更に関する作業に3年以上(満18歳以降の実務経験年数)従事した経験を有する方。 ※注)H29年7月1日以降の実務経験については、足場作業特別教育の修了が必要です。
一部免除	免除①	4時間 (全1日間)	9,066円	技能検定とび1級・2級の合格者。
	免除②	2.5時間 (全1日間)	9,066円	とび科の職業訓練指導員免許の取得者。

※講習の免除に該当される方は、受講申込書と共に資格に関する証明書類の原本をご提示の上、写しをご提出いただきます。